諮問庁:国土交通大臣

諮問日:令和5年5月2日(令和5年(行情)諮問第356号)

答申日:令和6年1月25日(令和5年度(行情)答申第613号)

事件名:特定職員等による特定会社等に係る相談への対応に関する文書の不開

示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月11日付け国部整総情第3038号により中部地方整備局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

開示請求前に相談した中部地方整備局の情報公開の担当者は、請求した情報が開示されると教示してくれたのに、不開示になるというのは納得できない。

(2) 意見書

ア 個人情報でこれは有りません。

イ 団体は反社会的なもので有って保護する必要はない。

ウ公にしても国の仕事に支障はないと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和4年12月16日付けで、法4条1項に基づき、 処分庁に対して、別紙記載の文書(本件請求文書)の開示を求めたもので ある。

これに対し、処分庁は、本件請求にかかる行政文書の有無を明らかにすることは、法5条1号、2号イおよび6号イの不開示情報を開示することとなるので、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示と

する決定をした(原処分)。

これを受け、審査請求人は、令和5年4月14日付けで、諮問庁に対し 本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

不開示決定に納得できない。

(2) 審査請求の理由

開示請求前に相談した中部地方整備局の情報公開の担当者は、請求した情報が開示されると教示してくれたのに、不開示になるというのは納得できない。

3 原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は,原処分を取り消し,本件請求文書の開示を求めていることから,以下,本件請求文書の法8条該当性について検討する。

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又 は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個 人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。 また、法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等 又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあ

るものを不開示情報として規定している。 そして, 法 5 条 6 号イは, 国の機関が行う事務に関する情報であって, 公にすることにより, 事務の性質上, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるものを不開示情報として規定している。

本件開示請求は、特定の法人代表者と特定の法人を名指しして、当該法人代表者ないし当該法人に対する中部地方整備局のアドバイス、注意等の対応処理、経過記録(以下「本件アドバイス等」という。)に関する文書の開示を求めるものであり、本件請求文書の存否を答えることは、当該法人代表者ないし当該法人が本件アドバイス等を受けたことにより、処分庁が本件アドバイス等を行ったという事実の有無を明らかにするものと考えられ、当該法人代表者と当該法人に対する社会的な信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該当該法人代表者ないし当該法人の事業活動に支障を及ぼし、法人代表者の個人の名誉等権利利益を害するおそれや当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものと考える。また、処分庁が本件アドバイス等を行ったという事実の有無が明らかになることにより、宅地建物取引業の法令遵守に対する国の事務に関する具体的な対応処理が明らかになり、今後の対応において、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが客観的に認

められる。

本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人に対しても公にすることが必要であると認めるべき特段の事情も見当たらない。以上のことから、本件請求文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号、2号イおよび6号イの不開示情報に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和5年5月2日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月16日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年11月8日 審議

⑤ 同年12月7日 審議

⑥ 令和6年1月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定(原処分)を行った。 審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分 は妥当である旨説明することから、以下、原処分の妥当性について検討す る。

- 2 原処分の妥当性について
- (1) 法9条1項及び2項に基づき、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。
- (2) 当審査会において、本件開示請求に係る行政文書不開示決定通知書を確認したところ、「2 不開示とした理由」欄には、「請求のあった文書の有無を明らかにすることは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第一号、第二号イおよび第六号イに掲げる不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせる。よって、同法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした。」と記載されており、

法5条1号,2号イ及び6号イに該当すると判断した具体的根拠は示されていないものと認められる。

- (3) 以上によれば、原処分については、処分庁がどのような根拠をもって 不開示としたかが開示請求者に明らかとなっていないのであるから、理 由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手 続法8条1項に照らし違法であり、取り消すべきである。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す ることとなる情報は法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして、そ の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提 示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之,委員 石川千晶,委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

特定期間請求日まで 中部地方整備局建設産業課(併)建設業法令遵守 指導監督室特定課長補佐外○名が特定法人A特定代表者A及び特定法人B 特定代表者Bに関する相談内容にかかる中部地方整備局から上記業者への アドバイス・注意等の対応処理,経過記録